

## さがみはら気候非常事態宣言(案)

近年、地球温暖化の進行により、世界各地で豪雨や猛暑などの自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。国においては「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年6月11日閣議決定)を策定し、将来のあるべき姿として「脱炭素社会」を掲げ、温室効果ガス排出を極力抑制した持続可能な経済・社会の発展に向けた取組が進められています。

本市においても、短時間強雨や局地的な豪雨による浸水被害が発生するなど、気候変動の影響による甚大な自然災害が顕在化しています。特に、令和元年東日本台風においては、津久井地域を中心に多数の土砂災害が発生し、かつてない規模の被害をもたらしました。

このような事態の下、本市としても、自然災害の防止や農業への影響の軽減、熱中症対策の強化など気候変動に強いまちづくりに一層注力していくとともに、地球温暖化の防止に向けて、再生可能エネルギーの利用促進など温室効果ガスの削減に向けた取組を力強く推進する必要があります。

本市は、気候変動の与える影響が今急速に広がり、誰もが直面する危機であることを市民の皆さまと共有するとともに、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向けて、日常の気候変動への備えや地球温暖化対策の推進など、次に掲げる取組を全市一丸となって進めるため、ここに「気候非常事態」を宣言します。

- 1 深刻化する集中豪雨などの自然災害、猛暑による健康被害などから、市民の命と生活、安全を守るため、地域特性に基づく気候変動の影響への適応策に取り組みます。
- 2 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用、いきいきとした森林の再生等に取り組むことで、2050年脱炭素社会の実現を目指します。
- 3 気候変動問題について、市民、企業、団体、行政等あらゆる主体が情報を共有するとともに、相互に連携・協力し、全市一丸となって行動します。